

随意契約について(委託等契約)

所属名	防災局 消防保安課
契約締結年月日	令和 5 年 9 月 19 日
契約者名	NPO 法人 医師につながる救急医療相談
契約名	山梨県救急安心センター（＃7119）事業運營業務委託
契約金額 （税込み）	3,500,000 円
随意契約理由	<p>山梨県救急安心センター（＃7119）事業は、県民が急な病気やけがで救急車を呼ぶべきか、様子を見るべきかなど判断に迷った時に相談に応じる救急電話相談窓口を新たにスタートさせる。</p> <p>当事業では、利用者が最も必要とするコアタイム平日 17：30～21：00 の間は、全国初の医師につながる時間帯とし、より質の高いサービスを提供していく。</p> <p>医療相談では、当然県内医療機関事情や診療科目等にも精通している必要があるが、「NPO 法人 医師につながる救急医療相談」は県内医療機関勤務医師が代表であり、南アルプス市における事業実績もあることから、県内医療機関の状況や最新情報に十分に精通していると判断できる。</p> <p>また、コアタイムにおいて複数の医師を確保したうえで相談業務を行うことが出来る団体は当団体以外にはないと考えられる。</p> <p>以上により、NPO 法人 医師につながる救急医療相談が本事業を適切かつ確実に行うことのできる唯一の機関であると考えられる。</p> <p>よって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約とする。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号